

境港市小規模物品等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市が発注する小規模な物品の売買、役務の提供及び業務委託（測量、建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び地質調査、道路及び公園の植栽・樹木剪定に係るものを除く。以下同じ。）の契約（以下「小規模物品等契約」という。）について、市内業者の受注機会の公平性を確保するため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の対象)

第2条 小規模物品等契約の対象は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、契約金額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 小規模物品等契約の登録ができる者は、市内に事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められる者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人
- (2) 境港市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）を滞納している者
- (3) 代表者が境港市税を滞納している法人又は個人
- (4) 希望する業種を履行するために法令上必要な許認可を有しない者

(登録の申請及び受付期間)

第4条 契約希望者は、小規模物品等契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式第2号）
- (2) 境港市税の納付状況調査同意書（様式第3号）
- (3) 希望する業種を履行するために法令上必要な許認可を証する書面の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請書の受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(登録名簿への登録等)

第5条 市長は、前条の申請書を受け付けたときはその内容を審査し、第3条に規定する登録できる者と認めたときは、境港市物品等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条各号に該当するため登録できない者と認めるときは、当該者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した業者（以下「登録業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該者を登録名簿から除外するとともに、当該者にその旨を通知するものとする。

（1）第3条各号に規定する登録できない者に該当するとき。

（2）受注に関し、不正又は不誠実な行為があったとき。

4 登録名簿は、透明性の向上を図るため閲覧に供することができる。

（登録の有効期間）

第6条 前条第1項による登録の有効期間は、市長が別に定める期間とする。

2 前条第3項により登録名簿から除外された者については、前項の規定にかかわらず、その除外された日の前日まで効力を有するものとする。

（登録内容の変更等の届出）

第7条 登録業者は、第4条第1項の規定により提出した申請書等の内容に変更が生じた場合は、小規模物品等契約希望者登録変更届（様式第4号）に変更事項を証する書類を添え、市長に届け出なければならない。

2 登録業者は、廃業等により営業できない場合又は登録を辞退したい場合は、小規模物品等契約希望者登録抹消届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定による届出を受け付けたときは、速やかに登録名簿を修正するものとする。

（業者の選定）

第8条 市長は、小規模物品等契約に係る業者選定に際しては、原則として、登録業者から選定するものとする。

2 前項の規定は、登録業者が取り扱う物品、役務及び業務の中に境港市が発注しようとする物品、役務及び業務がない場合その他事務の執行上必要であると認められる場合は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成27年度以降の小規模物品等契約の登録から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和3年度以降の小規模物品等契約の登録から適用する。